

京都市都市公園条例の一部を改正する条例(平成30年6月11日京都市条例第13号)  
(文化市民局市民スポーツ振興室)

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成29年政令第156号)の施行により、都市公園法施行令の一部が改正され、都市公園における敷地面積に対する運動施設の敷地面積の総計の割合の上限について、条例で定めることとされたため、当該割合の上限を定めることとしました。

この条例は、平成30年6月11日から施行することとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第13号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第1条の3の次に次の1条を加える。

(運動施設に関する制限)

第1条の4 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。ただし、西院公園については、100分の75とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室)